

通知類

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更について

総行住第 21 号

令和 6 年 1 月 30 日

各都道府県住民基本台帳担当部長 } 殿
各指定都市住民基本台帳担当部長 }

総務省自治行政局住民制度課長

(公 印 省 略)

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更について

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者（以下「DV等被害者」という。）の保護のための住民基本台帳事務における支援措置（以下「支援措置」という。）については、平成 16 年に、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（昭和 60 年自治省令第 28 号）、戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令（昭和 60 年法務省・自治省令第 1 号）及び住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年 10 月 4 日付け自治振第 150 号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）の一部改正が行われ、それ以降、各市区町村の住民基本台帳担当部局において上記法令等に基づいて統一的な取扱いにより支援措置が実施されているところです。

今般、支援措置申出書の相談機関の意見欄等を見直すこととしたので、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更について」（令和 5 年 11 月 8 日付け総行住第 94 号総務省自治行政局住民制度課長から各都道府県市区町村担当部長・各指定都市住民基本台帳担当部長あて通知）（以下、「令和 5 年 11 月通知」という。）中別紙支援措置申出書の様式の一部を変更しましたので、通知します。

各都道府県におかれては、この旨を承知の上、域内の指定都市を除く市区町村に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 支援措置申出書の様式の変更

令和 5 年 11 月通知中別紙を、別紙及び「住民基本台帳事務における支援措置申出書に係る確認書」のとおり変更する。

(別紙)

住民基本台帳事務における支援措置申出書

(固定資産が所在する東京都及び市区町村への支援措置申出書を兼ねる。)

	市区町村	受付	連絡
		/	/
転送	/	/	/
	/	/	/
	/	/	/

〇〇〇〇〇〇長
 関係市区町村長
 関係都税事務所長

様

住民基本台帳事務(又は固定資産税事務)におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置の実施を求めます。

令和 年 月 日

氏名

(受付番号)

備考

申出者	氏名 (生年月日)	住所 (年 月 日)	連絡先	本人確認		
相手方 (判明している場合)	氏名 (生年月日)	住所 (年 月 日)	その他			
申出者の状況 (別紙参照の上、いずれかにV)	A 配偶者暴力防止法	B ストーカー規制法	C 児童虐待防止法	D その他前記AからCまでに準ずるケース		
添付書類 (ある場合、該当書類にV)	保護命令決定書(写し)		その他			
	ストーカー規制法に基づく警告等実施書面					
相談先	(警察署、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の機関に相談している場合、相談した日時、当該機関(以下「相談機関」という。)の名称、担当課等を可能な範囲で記入して下さい)					
	年 月 日 (相談先の名称) (担当課)					
支援措置を求めるもの (現住所が記載されているものに限り)	希望にV	支援を求める事務		現住所等		
		住民基本台帳の閲覧		現住所	同上	
		住民票の写し等の交付(現住所地)		現住所	同上	
		除票の写し等の交付(前住所地)		前住所		
		戸籍の附票の写しの交付(本籍地)		本籍		
	戸籍の附票の除票の写しの交付(前本籍地)		前本籍			
併せて支援を求める者 (同一の住所を有する者に限り)	申出者との関係	氏名	生年月日	申出者との関係	氏名	生年月日
備考	他の市区町村(特別区を含む。)に所有する固定資産 <input type="checkbox"/> あり(※過去に所有していた場合も含む。) <input type="checkbox"/> なし					

(注) ●太枠の中に記入してください。

- 申出に際し、ご本人の確認をさせていただきます。
- 法定代理人、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親、ファミリーホーム事業を行う者等支援措置対象者本人以外の者が申し出る場合は、備考欄に実際に申し出を行う者の氏名、生年月日、住所、連絡先等を記入してください。
- 申出の内容について、相談機関に確認させていただく場合があります。
- 支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。
- 支援の期間は、支援開始の連絡日から一年です。期限到来の一月前から延長の申出を受け付けます。当該申出がない場合、期限到来をもって支援を終了します。
- 申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市町村長に申出を行って下さい。

固定資産税事務における支援を求める市区町村及び所有固定資産の詳細

申出者の 所有固定 資産	固定資産税事務における 支援を求める市区町村名		土地・家屋の別	固定資産の所在		備考	
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
併せて支援 を求める者 (同一の住所 を有する者に 限る)	氏名等		申出者との関係	氏名	生年月日	備考	
	所有 固定資産	固定資産税事務における 支援を求める市区町村名		土地・家屋の別	固定資産の所在		
		1					
		2					
		3					
		4					
		5					
	氏名等		申出者との関係	氏名	生年月日	備考	
	所有 固定資産	固定資産税事務における 支援を求める市区町村名		土地・家屋の別	固定資産の所在		
1							
2							
3							
4							
5							

備考

- (注) ●「住民基本台帳事務における支援措置申出書」に記載の市区町村以外の市区町村に固定資産を所有している場合又は過去に所有していた場合で、当該固定資産所在市区町村に対しても支援措置に準じた支援の申出を行う場合に記入してください。
- 太枠の中に記入してください。
 - 償却資産を所有する場合は、「土地・家屋の別」欄に「償却資産」と記入してください。
 - 納税通知書をお持ちの場合は、納税通知書を添付することにより、「土地・家屋の別」欄及び「固定資産の所在」欄の記入を省略して差し支えありません。
 - 本申出書に記載された固定資産が所在する市区町村に本申出書(「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を含む。)の写しを送付します。ただし、所有する固定資産が特別区に所在する場合は、当該固定資産が所在する特別区を所管する都税事務所が送付先となります。

別紙

「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の「申出者の状況」欄に、次の区分により、いずれかにVを記入してください。

**A 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
(配偶者暴力防止法)**

配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、相手方が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

**B ストーカー行為等の規制等に関する法律
(ストーカー規制法)**

ストーカー規制法第6条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされるおそれがあり、かつ、相手方が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

**C 児童虐待の防止等に関する法律
(児童虐待防止法)**

児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあり、又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるものについて、相手方が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

D その他前記AからCまでに準ずるケース

相談機関にて記載

住民基本台帳事務における支援措置申出書に係る確認書

申出者氏名
(受付番号)

(添付書類がなく、相談機関の意見を聴取する場合)

	1 申出書における「申出者の状況」に相違ないものと認める	年月日	備考
	2 1以外		
	※上記2にVをつけた場合は下記①～③について記入してください。		
相談機関の意見	【①相談があった年月日及び相談内容】		市 区 町 村 の 確 認
	年月日	相談内容	
	令和 年 月 日		
	【②相談機関が実施した事項】		担当
	【③その他特記事項(ある場合のみ)】		相手方
	令和 年 月 日		
	長 (印)	(担当 課 係)	

DV・虐待等被害者に係るマイナンバー制度における不開示措置の周知について

事 務 連 絡
平成 29 年 8 月 9 日

内閣府 男女共同参画局推進課
厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
老健局高齢者支援課 御中

内閣官房番号制度推進室
総務省大臣官房個人番号企画室

DV・虐待等被害者に係るマイナンバー制度における不開示措置の周知について（依頼）

マイナンバー制度においては、平成 29 年 7 月 18 日より、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に規定する情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会又は情報提供（以下「情報連携」という。）及びマイナポータル¹の試行運用を開始しています。

マイナポータルにおいては、

- ・情報連携が行われた記録の表示、
- ・行政機関等の保有する自らの個人番号を含む個人情報の表示
- ・行政機関等からのお知らせの受け取り、表示

の各機能を実装していますが、DV・虐待等の被害者（DV・虐待等のおそれがある者を含む。以下「DV・虐待等被害者」という。）の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、不開示コード等の設定や、お知らせを送る対象から除外する措置（以下「不開示措置」という。）を行うことができます。

それらの基本的な対応等について、別添 1 及び別添 2 のとおり地方公共団体に通知していますので、貴課におかれては、不開示措置が確実に実施されるよう、下記の事項について各地方公共団体の相談窓口に対して周知の上、相談者に 2 の対応を促すよう御配慮方お願いいたします。

記

1. 不開示措置の設定が必要と想定されるケース

- ①DV・虐待等被害者の行う行政手続により情報連携を行うケース
- ②加害者が DV・虐待等被害者の代理人である[※]又は DV・虐待等被害者がマイナンバーカード（以下単に「カード」という。）を置いたまま避難しているケース
※マイナポータルにおいて代理人として設定されている場合のほか、加害者が法定代理人となる場合も含む。

2. DV・虐待等被害者に取っていただきたい対応

- (1) 住民票を移しているか否かに関わらず、避難先の各行政機関等において個人番号を提出して最初に手続を行う際、避難に至った状況を説明の上、不開示措置を講じるよう申し出ること。

(注) DV・虐待等被害者の心身の機能や判断能力の著しい低下等により自ら申し出る又は代理人による対応も困難な場合には、申請等の際に個人番号を記載するか否かに関わら

ず、当該被害者の支援を行う者から申し出ること。

(2) カードを置いたまま避難している場合には、カードの停止の連絡のほか、必要な場合にはマイナンバーの変更やカードの再交付の申請を行うこと。

(3) 必要に応じて、マイナポータルの利用者フォルダ（アカウント）の削除を行うこと。また、加害者を代理人設定している場合には、当該設定の解除を行うこと。

（注）アカウントの削除や代理人設定の解除のためには、カードを使用してマイナポータルにログインする必要があるため、カードを置いたまま避難している場合には、(2)の対応を併せて取る必要があることに留意すること。なお、こうした手続等が完了するまでの間は、不開示措置により対応することが可能である。

2 (2) (3) に関する問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル：0120-95-0178（無料）

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/case/contact/index.html>

DV・虐待等被害者に係る「不開示コード」等の設定に関する 基本的な対応等について

1. 設定対象者

《ポイント》

- ア及びイの事実を確認の上、ウの「対象者からの申出」により判断。
- 避難先市町村に住民票を移しているか、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置（以下「住基DV等支援措置」という。）の対象者であるか否かを問わない。

ア DVや虐待等の被害者（DVや虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。以下「DV・虐待等被害者」という。）であって、

イ 加害者の下から避難先市町村に避難しており、

ウ 不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定を申し出る者

※ 情報連携におけるDV・虐待等被害者に対する支援措置の内容を把握していない者の申出に当たっては、2の想定されるケース等について説明を行うこと。

ただし、ア・イに該当し、不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定を要することが明らかな場合（あらかじめ把握している場合を含む。）には、ウの申出の有無に関わらず設定対象者とする。

なお、避難先市町村に住民票を移しているか、住基DV等支援措置の対象者であるか否かを問わない。

2. 想定されるケースと基本的な対応

《想定されるケース》

【ケース①】避難先市町村から、避難元市町村に居住する加害者に係る情報照会をした場合に、当該避難先市町村からの照会記録があることにより当該DV・虐待等被害者の避難先の都道府県又は市町村に係る情報が伝わるケース

【ケース②】DV・虐待等被害者が加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難した場合や、マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合に、加害者がDV・虐待等被害者の自己情報を直接確認して避難先の都道府県又は市町村に係る情報が伝わるケース

《基本的な対応のポイント》

○ケース①では、加害者に関する情報照会の都度、不開示コード設定が必要。

○ケース②では、マイナンバーカードの停止等、代理人設定の解除の依頼が基本。

これら手続き完了までの間、不開示該当フラグ及び自動応答不可フラグの設定及び被害者に関する情報照会の都度、不開示コード設定が必要。

ケース①：

- ・DV・虐待等被害者が行う手続により、加害者に関する情報照会を行う都度、不開示コードを設定。

ケース②：

- ・ 加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難している場合には、DV・虐待等被害者に対し当該カードの停止の連絡のほか、必要な場合にはマイナンバーの変更やマイナンバーカードの再交付を行うよう説明。
- ・ マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合には、DV・虐待等被害者から当該代理人設定の解除を行うよう説明。
- ・ ただし、これらの手続（以下「カード停止等手続」という。）が完了するまでの間、
 - － 当該 DV・虐待等被害者の団体内統合宛名単位（個人単位）で不開示フラグ及び自動応答不可フラグを設定するとともに、
 - － DV・虐待等被害者が行う手続により、被害者に関する情報照会を行う都度、不開示コードを設定。
- ・ カード停止等手続が完了したことを確認できた際には当該フラグを解除。

※なお、併せて、生活の本拠が避難先にある場合は、住民票を避難先市町村に移していただくことが原則であること、また、避難先に住民票がある場合に、避難先市町村に住基 DV 等支援措置を申し出て対象者となれば、加害者からの住民票の写し等の請求があっても、これを制限する（拒否する）措置が講じられることを説明。

3. 各機関において実施することが望ましいこと

《ポイント》

- 全ての情報連携事務所管課において対応が生じる可能性があるため、上記内容の周知徹底。
- 設定対象者の情報共有の手段、ルート等について検討。
- 機関内において、具体的事例について共有を図ること。

- ・ 全ての情報連携事務所管課において、設定対象者を覚知し得る旨及び上記内容について周知を徹底する。
- ・ 設定対象者に係る情報の共有の手段、ルート等について検討しておくこと。
また、可能な限り、情報照会の都度、設定対象者であることがシステム等により確認できる措置を検討することが望ましい。
- ・ 窓口ごとに判断にばらつきが生じないように、機関内における具体的事例について共有を図ること。
- ・ 情報連携を行った後に設定対象者に該当することが判明した場合で、加害者が情報提供等記録を確認することで設定対象者の避難先の都道府県又は市町村に係る情報が伝わる時（ケース①に相当するとき）は、速やかに当該情報提供等記録を不開示とする旨の追記を行うこと。

DV等被害者への資格確認書の交付等について

事 務 連 絡
令和6年11月25日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
関係各省共済組合等所管課（室）

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

DV等被害者への資格確認書の交付等について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。また、オンライン資格確認の円滑な運用に当たっては、医療保険者等の皆様のこれまでの取組への御尽力に重ねて御礼申し上げます。

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証は新規で発行されなくなり、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みに移行することとされたところ、マイナ保険証によるオンライン資格確認は医療DXの基盤であり、政府として、医療機関・薬局、医療保険者等、事業主など医療に関わる全ての機関・団体が一丸となってマイナ保険証の利用促進に取り組むこととしています。

DV等被害者（以下単に「被害者」という。）については、DV等加害者（以下単に「加害者」という。）に医療機関等やマイナポータルでご自身の情報を閲覧される可能性があることから、被害者本人等からの申請に基づき、各医療保険者等においてDVフラグ（自己情報提供不可フラグ、不開示該当フラグ）を設定いただいているところです。（詳細は、令和3年1月26日付け厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療介護連携政策課等連名事務連絡「医療保険者等向け中間サーバー等における不開示該当フラグ・自己情報提供不可フラグによるオンライン資格確認等システム関連情報の制御および運用例の送付について」を参照ください。）

DVフラグのうち自己情報提供不可フラグを設定いただいた場合には、マイナ保険証を活用した資格確認ができなくなる場所、これは、資格確認書の職権交付の対象者として想定される「DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定をされている者」に該当します。そのため、令和6年12月2日以降、自己情報提供不可フラグを設定している被害者本人に対しては、健康保険証の有効期限が切れるまで（最大で令和7年12月2日まで。以下同じ。）に、申請によらず資格確認書を交付いただく必要がございます。医療保険者等におかれましては、下記の留意点を踏まえ、適切なお対応をお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村及び国民健康保険組合への周知を、関係各省共済組合等所管課（室）におかれましては、所管の共済組合等への周知をお願いいたします。

記

1 令和6年12月2日以降、被害者本人等から申請を受け、新たに自己情報提供不可フラグを設定する場合には、健康保険証の有効期限が切れるまでに、申請によらず資格確認書の交付を行うこと。その際、従前の健康保険証の交付時等の対応と同様に、被害者の置かれた生活状況に配慮し、資格確認書の交付方法（郵送する場合は郵送先を含む。以下同じ。）について被害者本人と相談すること。

2 令和6年12月1日以前に自己情報提供不可フラグを設定している被害者については、健康保険証の有効期限が切れるまでに、申請によらず、医療保険者等が把握している住所に郵送する等により資格確認書を交付すること（※1）。市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、被害者本人の現住所等の確認にあたっては、必要に応じて市町村管内住基部局等ともよく連携をすること。

ただし、従前の健康保険証の交付時等の対応と同様に、医療保険者等においては、加害者の居住地に資格確認書を郵送することのないようにすること。この点や、医療保険者等が把握している住所に資格確認書を郵送したとしても被害者本人の手元に届かない場合があることを考慮し、別途自治体の女性支援事業主管課（室）・配偶者暴力相談支援センター主管課（室）宛に別添の事務連絡を發出し、女性相談支援員等から被害者に対し、加入している医療保険者等に連絡を取って資格確認書の交付を受けるよう呼びかけを実施していただく旨の依頼していることから、被害者本人や女性相談支援員等から医療保険者等に相談があった場合は、資格確認書の交付、DVフラグの設定や解除（※2）、新たな医療保険者等への連携等について適切に対応すること。

※1 この際、従前の健康保険証の交付時等の対応と同様に、必要に応じて、医療保険者等から予め被害者本人に連絡を取り、交付方法について相談していただく対応も考えられる。

※2 被害者からの申請に基づき、被害者がマイナンバーカード停止・再発行の手続をした場合は自己情報提供不可フラグを、DV等被害から完全に逃れた場合は不開示該当フラグを解除すること。なお、マイナ保険証の利用登録をしている方がDVフラグを解除した場合は、保険者の自主的な取組みとして、被害者本人にご説明いただいた上で、資格確認書の返還を求めていただくことは差し支えない。

3 自己情報提供不可フラグを設定した被害者が他の医療保険へ加入する場合（加害者の加入する健康保険を脱退し、避難先等の市町村で国民健康保険に加入するなど）には、自己情報提供不可フラグが自動的に引き継がれるわけではないこと、また、被害者は短期間のうちに各医療保険の加入・脱退を行う可能性があることに鑑み、被害者が加入する先の医療保険者等は、資格取得届の受付等の機会に、当該者が被害者であることを探知した際には、被害者本人に対して他の医療保険の加入・脱退状況を丁寧に確認し、DVフラグの設定、資格確認書の交付、資格

情報のお知らせの交付を適切に行うこと。被害者が元々加入していた医療保険者等においては、資格喪失届の受付等被害者と接触する機会がある場合には、被害者に対し、新たに加入する医療保険者等へ必要に応じてDVフラグの設定等の申請をするよう案内する等、適切に対応すること。

また、市町村国保においては、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）における年齢到達者の登録に際して医療保険者等向け中間サーバー等（以下「中間サーバー」という。）における現保険者が設定した自己情報提供不可フラグが維持されるよう、自己情報提供不可フラグが設定された75歳年齢到達見込みの被保険者（※3）の情報を庁内の後期高齢者医療担当に連携することが望ましいこと。このとき、市町村の後期高齢者医療担当又は広域連合においては、後期高齢者医療広域連合電算処理システムにおいて年齢到達者の資格取得処理を実施次第速やかに、当該者について自己情報提供不可フラグを設定するよう努めること（※4）。

※3 情報連携の対象となる年齢到達見込みの者の抽出に当たっては、例えば、定期的に、74歳6か月前後の者の情報を抽出するといった方法が考えられるが、広域連合における年齢到達者処理のスケジュールも踏まえて、保険者間で相談すること。

※4 広域連合における年齢到達者の資格取得処理に際して、資格取得年月日が未来日の場合、自己情報提供不可フラグを設定せずに中間サーバーに加入者情報を連携すると、現保険者（市町村国保等）が設定しているフラグが解除されてしまうため、広域連合においてフラグを設定し直したうえで中間サーバーに連携する必要がある。

4 不開示該当フラグのみを設定している被害者について、資格確認書又は資格情報のお知らせを交付する際には、従前の健康保険証の交付時等の対応と同様に、加害者に被害者本人の勤務先や居住地、世帯状況、所得情報等が推測されることのないよう、被保険者記号・番号、負担割合、資格取得年月日、保険者名、変更後の氏名等の情報管理を徹底し、必要に応じて、交付方法についても被害者本人と相談の上決定すること。

被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について（健康保険抄）

保 保 発 0 3 2 9 第 1 号

令 和 3 年 3 月 2 9 日

（最終改正：令和6年7月30日保保発0730第1号）

※傍線部分が変更箇所

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について

今般、被保険者等からの暴力等を受けた者（以下「被害者」という。）に係る被扶養者認定の取扱い、第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱い及び被害者等に係る医療費通知の取扱いについて、これまでの「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」（平成20年2月5日付け保保発第0205003号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「平成20年通知」という。）の取扱いを踏まえつつ、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）に基づき、下記のとおりとし、令和3年4月1日より施行することとしたので遺漏のないよう取り計らい願いたい。

なお、下記の取扱いに関しては、こども家庭庁支援局虐待防止対策課から都道府県・指定都市・児童相談所設置市児童福祉主管課を通じ、児童相談所に対し、厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室長から都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）長を通じ、女性相談支援センターに対し、当省老健局高齢者支援課から都道府県高齢者保健福祉主管課を通じ、高齢者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室から都道府県障害保健福祉主管部（局）長を通じ、障害者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省保険局国民健康保険課長より都道府県民生主管部（局）長を通じ、国民健康保険組合及び市町村に対し、並びに内閣府男女共同参画局から都道府県配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長を通じ、配偶者暴力相談支援センター等に対し協力を依頼していることを申し添える。

また、本通知の施行をもって、平成20年通知は廃止する。

記

1 被害者に係る被扶養者認定の取扱いについて

健康保険の被扶養者から外れる手続については、被保険者からの届出に基づいて行わ

れているところであるが、被扶養者認定を受けている被害者が被扶養者から外れるに当たっては、当該届出は期待できない。このため、被保険者から当該届出がなされなくとも、当該被害者から、被保険者と当該被害者が生計維持関係にないことを申し立てた申出書とともに、児童相談所及び女性相談支援センター、高齢者虐待に関する相談・通報窓口、障害者虐待に関する相談・通報窓口、配偶者暴力相談支援センター、自治体等の公的機関から発行された被保険者等からの暴力等を理由として保護（来所相談を含む。以下同じ。）した旨の証明書又は地方公共団体と連携して被害者への支援を行っている民間支援団体（一時保護委託を受けている民間シェルター、配偶者暴力に関する協議会参加団体、補助金等交付団体）（以下「民間支援団体」という。）から発行された確認書（以下「証明書等」という。別添1参照）を添付して、当該被害者が被扶養者から外れる旨の申出がなされた場合には、保険者において、以下に定める手続を行い当該被害者を被扶養者から外すことが可能である。なお、公的機関又は民間支援団体以外の民間の保護施設において保護されていることを公的機関や民間支援団体が証明又は確認することも可能であるが、その場合は、保護施設名を記載することとする。また、証明書等において、当該被害者の同伴者についても同様の証明がなされている場合においては、当該同伴者についても被扶養者から外れることが可能である。

なお、この証明書等は、被保険者等からの暴力等を理由として当該被害者を保護したことを証明するものであって、当該被害者に対し被保険者等からの暴力等があった事実を証明するものではないことに留意されたい。

また、裁判所が発行する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令に係る書類についても、証明書等と同様の取扱いとする。

保険者が当該被害者を被扶養者から外す際の具体的な手続は、次のとおりである。

- (1) 保険者は、被扶養者認定を受けている被害者から上記の申出がなされた場合には、被保険者と当該被害者との間の生計維持関係について、別添2の申出書に記載された内容に基づき、「収入がある者についての被扶養者の認定について」（昭和52年4月6日付け保発第9号・庁保発第9号厚生省保険局長及び社会保険庁医療保険部長連名通知）の2及び3の内容を参照し、確認すること。
- (2) (1)を踏まえ、当該被保険者と当該被害者との間に生計維持関係がないと判断した場合は、提出期限を設けた上で、当該被害者を被扶養者から外す届出を事業主を経由して提出する、又は生計維持関係がないという申出への反証を示す書類がある場合は当該被保険者から保険者へ直接提出するよう、連絡すること。

なお、保険者から当該被保険者に対する上記の連絡については、個人情報保護の観点から、事業主を経由することなく、当該被保険者に対して直接連絡すること（当該連絡

の参考様式として、別添3を参照すること。)。また、提出までの期限については、文書発出から10日程度とすること。

提出期限内に当該届出又は反証を示す書類が提出されない場合には、当該被害者を被扶養者から外した上で、その旨事業主及び当該被保険者に対し通知すること(当該通知の参考様式については、別添4及び5を参照すること。)

当該被害者からの申出内容及び当該被保険者から提出された反証を示す書類を確認した結果、引き続き当該被害者を被扶養者として認定する場合は、その旨を当該被害者に対し通知すること(当該通知の参考様式については、別添6を参照すること。)

(3) 当該被害者が被扶養者から外れた後に国民健康保険等に参加するためには、被扶養者から外れたことの証明が必要となることから、保険者は、被扶養者から外した旨を当該被害者に対し文書をもって通知すること。

(4) 上記の取扱いに当たっては、当該被害者の居所などが当該被保険者等に伝わることをないように厳重に管理すること。

なお、当該被保険者から当該被害者に係る被扶養者(異動)届が再び提出された場合には、当該被害者本人の意向を確認するなど、被扶養者認定について慎重に判断すること。

2 第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱いについて

保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときには、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる(健康保険法(大正11年法律第70号)第57条第2項)ものであることから、被扶養者認定を受けている被害者は、第三者から損害賠償を受けるまでは、保険医療機関において被保険者証を提示すれば、一般の加入者と同様、保険診療による受診が可能である。

他方、健康保険法においては、被保険者が自己の故意の犯罪行為等により給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は、行わない旨の定めがなされており(同法第116条)、被保険者の故意の犯罪行為等により被扶養者が療養を受けたときは、当該療養に係る家族療養費は、当該被保険者に支給されるものであることから同条の規定が適用され、保険給付は制限されると解されているところである。

しかしながら、当該被害者は、1の申出により被扶養者から外れるまでの間において、被扶養者の資格のまま緊急的に受診し、金銭的負担を負わざるを得ない場合があるところ、このような場合についてまで健康保険法第116条の規定を適用し、保険診療による受診を制限することは、故意の犯罪行為等により給付事由を生じさせた被保険者への懲罰

的意味において保険給付を行わないこととした同条の規定の趣旨に沿わないものであるとともに、被扶養者から外れるまでの間、実質的に保険給付が受けられない結果となるものである。

したがって、当該被害者が被扶養者から外れるまでの間の受診については、加害者である被保険者を健康保険法第57条に規定する第三者と解して同条の規定を適用し、当該被害者は、保険診療による受診が可能であると取り扱うことが同法の趣旨等に沿うものである。

なお、事業主又は保険者は、当該被害者が緊急的に受診せざるを得ない場合において、被保険者証を現に所持しない場合については、証明書等の提示を受けることにより、当該被害者に対し、「健康保険被保険者資格証明書について」(昭和56年10月1日保険発第76号・庁保発第15号厚生省保険局保険課長及び社会保険庁医療保険部健康保険課長連名通知)に基づき「健康保険被保険者資格証明書」を交付することができるものとする。

3 被扶養者認定を受けている被害者等に係る医療費通知の取扱いについて

保険者は、被扶養者認定を受けている被害者及びその同伴者（以下「被害者等」という。）の受診に係る医療費通知の取扱いについて、受診した医療機関から当該被害者等の居所が加害者である被保険者等に知られることのないよう、当該被保険者宛の医療費通知には当該被害者等に係る情報を記載せず、当該被害者等に係る医療費通知は当該被害者等から申し出のあった送付先に送付するなど、適切に対応願いたい。

証 明 (確 認) 書

下記の者については、被保険者等からの暴力等を理由として保護したことを証明（支援していることを確認）する。

証明（確認）対象者氏名

証明（確認）対象者生年月日

令和 年 月 日

所 在 地（※）

証明機関（確認団体）名称及び代表者氏名（※）

電 話 番 号

以下は、民間支援団体において支援していることを確認した場合に記載すること。

【民間支援団体記載欄】

連携している地方公共団体名・担当部署・電話番号

地方公共団体名	担当部署	電話番号
[]	[]	[]

地方公共団体との連携の態様（該当する番号を○で囲んでください。）

1. 一時保護委託を受けている民間シェルター
2. 配偶者暴力に関する協議会参加団体
3. 補助金等交付団体

証明機関（確認団体）以外で保護されている場合には、以下にその保護施設名を記載すること。

所 在 地（※）

保護機関名称及び代表者氏名（※）

電 話 番 号

※ 所在地及び代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、省略すること。
裏面

(その他)

- 1 証明(確認)書欄は証明機関又は確認団体が記入すること。
- 2 この証明(確認)書は、被保険者等からの暴力等を理由として保護した者に対して児童相談所及び女性相談支援センター、高齢者虐待に関する相談・通報窓口、障害者虐待に関する相談・通報窓口、配偶者暴力相談支援センター、自治体等の公的機関又は地方公共団体と連携している民間支援団体が発行するものであり、年金事務所に被扶養者認定を外す等の申請を行う際にはこの証明(確認)書を添付すること。
- 3 証明(確認)対象者氏名欄及び証明(確認)対象者生年月日欄には、申請者及び同伴者の複数人について記載することが可能であること。
- 4 民間支援団体においては、証明(確認)書欄の上段に加え、下段の【民間支援団体記載欄】に以下の内容を記載すること。
 - ① 連携している地方公共団体名(配偶者やその他親族からの暴力等と関係が深いところ)、当該地方公共団体の担当部署及びその電話番号
 - ② 地方公共団体との連携の態様(1. 一時保護委託を受けている民間シェルター、2. 配偶者暴力に関する協議会参加団体、3. 補助金等交付団体)について該当する番号を○で囲むこと
- 5 年金事務所においては、証明(確認)書に記載されている保護機関や証明(確認)書を発行した女性相談支援センター等の名称等の取扱いについて、十分配慮すること。

被扶養者から外れる旨の申出書

日本年金機構

_____年金事務所長 殿

申請者 _____ (※1)

私は被保険者_____の被扶養者として認定を受けていますが、被保険者等からの暴力等を理由に、次に記載した全ての者が現在、別に居住し、被保険者と生計維持関係がないため、暴力等を理由とする保護に係る「証明(確認)書」を添付のうえ、被扶養者から外れる旨の申出をします。

なお、申出書の内容は、事実に相違ないことをあわせて申出します。

1	(フリガナ) 氏名(※2)	
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
	被保険者からの金銭受領の有無(※3)	無 有 (月 万円程度)
	本人収入の有無	無 有 (月 万円程度)
	被保険者証記号番号	記号: 番号:
2	(フリガナ) 同伴者氏名(※4)	
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
	被保険者からの金銭受領の有無(※3)	無 有 (月 万円程度)
	本人収入の有無	無 有 (月 万円程度)
	被保険者証記号番号	記号: 番号:
3	(フリガナ) 同伴者氏名(※4)	
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
	被保険者からの金銭受領の有無(※3)	無 有 (月 万円程度)
	本人収入の有無	無 有 (月 万円程度)
	被保険者証記号番号	記号: 番号:

※1 原則本人が記載すること。

※2 被保険者等からの暴力等を理由として保護された(支援を受けた)者の氏名を記入すること。「保護された(支援を受けた)者」には、「児童相談所及び女性相談支援センター、高齢者虐待に関する相談・通報窓口、障害者虐待に関する相談・通報窓口、配偶者暴力相談支援センター、自治体等の公的機関又は地方公共団体と連携している民間支援団体(以下、女性

相談支援センター等という。)において、来所相談を受けた者」も含むこと。

※3 被保険者からの金銭受領の有無は、被保険者から口座に振り込まれた金銭等を生活費に充てているか否かという事実関係により判断すること。

※4 保護された(支援を受けた)者に子どもなどの同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること。(同伴者が3人以上いる場合、別紙としてこの様式を使用すること。)
なお、同伴児のみが被扶養者になっている場合にも、この様式により申出を行うこと。

被保険者情報

被保険者の住所	
被保険者証記号番号(※5)	記号： 番号：
被保険者氏名	
被保険者生年月日	大・昭・平 年 月 日
被保険者の勤務する事業所 又は船舶所有者名	

※5 不明である場合には空欄にすること。

申請者連絡先(※6)

居住地	
普段連絡が取れる連絡先	

※6 被扶養者認定に関する事務が終了した場合等の連絡先(関係機関や代理人の名称、電話番号も可)を記入すること。

なお、女性相談支援センター等によって保護された(支援を受けた)者が被扶養者から外れた旨の通知の郵送を希望する場合は、宛先(関係機関や代理人の住所も可)を記入すること。

被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱いについて（年金抄）

保保発0329第2号
年管管発0329第3号
令和3年3月29日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省保険局保険課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省年金局事業管理課長
（ 公 印 省 略 ）

被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱いについて

今般、被保険者等からの暴力等を受けた者（以下「被害者」という。）に係る被扶養者認定の取扱いについて、これまでの「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」（平成20年2月5日付け保保発第0205003号（一部改正平成26年9月29日保保発0929第1号、年管管発0929第1号）。以下「平成20年通知」という。）の取扱いを踏まえつつ、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）に基づき、全国健康保険協会管掌健康保険及び船員保険に係る被扶養者の取扱いについて、下記のとおりとし、令和3年4月1日より施行することとしたので遺漏のないよう取り計らい願いたい。

なお、下記の取扱いに関しては、こども家庭庁支援局虐待防止対策課から都道府県・指定都市・児童相談所設置市児童福祉主管課を通じ、児童相談所に対し、厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室長から都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）長を通じ、女性相談支援センターに対し、当省老健局高齢者支援課から都道府県高齢者保健福祉主管課を通じ、高齢者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室から都道府県障害保健福祉主管部（局）長を通じ、障害者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省保険局国民健康保険課長より都道府県民生主管部（局）長を通じ、国民健康保険組合及び市町村に対し、並びに内閣府男女共同参画局から都道府県配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長を通じ、配偶者暴力相談支援センター等に対し協力を依頼していることを申し添える。

また、これに伴い、平成20年通知は廃止する。

記

健康保険の被扶養者から外れる手続については、被保険者からの届出に基づいて行われているところであるが、被扶養者認定を受けている被害者が被扶養者から外れるに当たっては、当該届出は期待できない。このため、被保険者から当該届出がなされなくとも、当該被害者から、被保険者と当該被害者が生計維持関係にないことを申し立てた申出書とともに、児童相談所及び女性相談支援センター、高齢者虐待に関する相談・通報窓口、障害者虐待に関する相談・通報窓口、配偶者暴力相談支援センター、自治体等の公的機関から発行された被保険者等からの暴力等を理由として保護（来所相談を含む。以下同じ。）した旨の証明書又は地方公共団体と連携して配偶者からの暴力を受けた者の支援を行っている民間支援団体（一時保護委託を受けている民間シェルター、配偶者暴力に関する協議会参加団体、補助金等交付団体）から発行された確認書（以下「証明書等」という。別添1参照）を添付して、当該被害者が被扶養者から外れる旨の申出がなされた場合には、年金事務所において、以下に定める手続を行い当該被害者を被扶養者から外すことが可能である。なお、公的機関又は民間支援団体以外の民間の保護施設において保護されていることを公的機関又は民間支援団体が証明又は確認することも可能であるが、その場合は、保護施設名を記載することとする。また、証明書等において、当該被害者の同伴者についても同様の証明がなされている場合においては、当該同伴者についても被扶養者から外れることが可能である。

なお、この証明書等は、被保険者等からの暴力等を理由として当該被害者を保護したことを証明するものであって、当該被害者に対し被保険者等からの暴力等があった事実を証明するものではないことに留意されたい。

また、裁判所が発行する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令に係る書類についても、証明書等と同様の取扱いとする。

年金事務所が当該被害者を被扶養者から外す際の具体的な手続は、次のとおりである。

- (1) 年金事務所は、被扶養者認定を受けている被害者から上記の申出がなされた場合には、被保険者と当該被害者との間の生計維持関係について、別添2の申出書に記載された内容に基づき、「収入がある者についての被扶養者の認定について」（昭和52年4月6日付け保発第9号・庁保発第9号厚生省保険局長及び社会保険庁医療保険課長連名通知）の2及び3の内容を参照し、確認すること。
- (2) (1)を踏まえ、当該被保険者と当該被扶養者との間に生計維持関係がないと判断

した場合は、提出期限を設けた上で、当該被害者を被扶養者から外す届出を事業主を経由して提出する、又は生計維持関係がないという申出への反証を示す書類がある場合は当該被保険者から年金事務所へ直接提出するよう、連絡すること。

なお、年金事務所から当該被保険者に対する上記の連絡については、個人情報保護の観点から、事業主を経由することなく、当該被保険者に対して直接連絡すること（当該連絡の参考様式として、別添3を参照すること。）。また、提出までの期限については、文書発出から10日程度とすること。

提出期限内に当該届出又は反証を示す書類が提出されない場合には、当該被害者を被扶養者から外した上で、その旨事業主及び当該被保険者に対し通知すること（当該通知の参考様式については、別添4及び5を参照すること。）。

当該被害者からの申出内容及び当該被保険者から提出された反証を示す書類を確認した結果、引き続き当該被害者を被扶養者として認定する場合は、その旨を当該被害者に対し通知すること（当該通知の参考様式については、別添6を参照すること。）。

- (3) 当該被害者が被扶養者から外れた後に国民健康保険等に参加するためには、被扶養者から外れたことの証明が必要となることから、年金事務所は、被扶養者から外した旨を当該被害者に対し文書をもって通知すること（当該通知の参考様式については、別添7を参照すること。）。

その際、被害者が当該被保険者の配偶者である場合には、国民年金第3号被保険者に該当しなくなることから、その旨を被害者に説明するとともに、現在の住所地の市町村役場で国民年金第1号被保険者となる手続を行うよう併せて説明すること。

- (4) 上記の取扱いに当たっては、当該被害者の居所などが当該被保険者等に伝わることをないように厳重に管理すること。

なお、当該被保険者から当該被害者に係る被扶養者（異動）届が再び提出された場合には、当該被害者本人の意向を確認するなど、被扶養者認定について慎重に判断すること。

証 明 (確 認) 書

下記の者については、被保険者等からの暴力等を理由として保護したことを証明（支援していることを確認）する。

証明（確認）対象者氏名

証明（確認）対象者生年月日

令和 年 月 日

所 在 地（※）

証明機関（確認団体）名称及び代表者氏名（※）

電 話 番 号

以下は、民間支援団体において支援していることを確認した場合に記載すること。

【民間支援団体記載欄】

連携している地方公共団体名・担当部署・電話番号

地方公共団体名

担当部署

電話番号

〔 〕〔 〕〔 〕

地方公共団体との連携の態様（該当する番号を○で囲んでください。）

1. 一時保護委託を受けている民間シェルター
2. 配偶者暴力に関する協議会参加団体
3. 補助金等交付団体

証明機関（確認団体）以外で保護されている場合には、以下にその保護施設名を記載すること。

所 在 地（※）

保護機関名称及び代表者氏名（※）

電 話 番 号

※ 所在地及び代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、省略すること。

(その他)

- 1 証明(確認)書欄は証明機関又は確認団体が記入すること。
- 2 この証明(確認)書は、被保険者等からの暴力等を理由として保護した者に対して児童相談所及び女性相談支援センター、高齢者虐待に関する相談・通報窓口、障害者虐待に関する相談・通報窓口、配偶者暴力相談支援センター、自治体等の公的機関又は地方公共団体と連携している民間支援団体が発行するものであり、年金事務所に被扶養者認定を外す等の申請を行う際にはこの証明(確認)書を添付すること。
- 3 証明(確認)対象者氏名欄及び証明(確認)対象者生年月日欄には、申請者及び同伴者の複数人について記載することが可能であること。
- 4 民間支援団体においては、証明(確認)書欄の上段に加え、下段の【民間支援団体記載欄】に以下の内容を記載すること。
 - ① 連携している地方公共団体名(配偶者やその他親族からの暴力等と関係が深いところ)、当該地方公共団体の担当部署及びその電話番号
 - ② 地方公共団体との連携の態様(1. 一時保護委託を受けている民間シェルター、2. 配偶者暴力に関する協議会参加団体、3. 補助金等交付団体)について該当する番号を○で囲むこと
- 5 年金事務所においては、証明(確認)書に記載されている保護機関や証明(確認)書を発行した女性相談支援センター等の名称等の取扱いについて、十分配慮すること。

被扶養者から外れる旨の申出書

日本年金機構
_____年金事務所長 殿

申請者 _____ (※1)

私は被保険者_____の被扶養者として認定を受けていますが、被保険者等からの暴力等を理由に、次に記載した全ての者が現在、別に居住し、被保険者と生計維持関係がないため、暴力等を理由とする保護に係る「証明(確認)書」を添付のうえ、被扶養者から外れる旨の申出をします。

なお、申出書の内容は、事実と相違ないことをあわせて申出します。

1	(フリガナ) 氏名(※2)	
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
	被保険者からの金銭受領の有無(※3)	無 有 (月 万円程度)
	本人収入の有無	無 有 (月 万円程度)
	被保険者証記号番号	記号: 番号:
2	(フリガナ) 同伴者氏名(※4)	
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
	被保険者からの金銭受領の有無(※3)	無 有 (月 万円程度)
	本人収入の有無	無 有 (月 万円程度)
	被保険者証記号番号	記号: 番号:
3	(フリガナ) 同伴者氏名(※4)	
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
	被保険者からの金銭受領の有無(※3)	無 有 (月 万円程度)
	本人収入の有無	無 有 (月 万円程度)
	被保険者証記号番号	記号: 番号:

※1 原則本人が記載すること。

※2 被保険者等からの暴力等を理由として保護された(支援を受けた)者の氏名を記入すること。「保護された(支援を受けた)者」には、「児童相談所及び女性相談支援センター、高齢者虐待に関する相談・通報窓口、障害者虐待に関する相談・通報窓口、配偶者暴力相談支援センター、自治体等の公的機関又は地方公共団体と連携している民間支援団体(以下、女性相談支援センター等という。)において、来所相談を受けた者」も含むこと。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度における急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料（税）の徴収猶予の取扱いについて

保国発0704第1号
保高発0704第1号
令和6年7月4日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課長
厚生労働省保険局高齢者医療課長
（ 公 印 省 略 ）

国民健康保険及び後期高齢者医療制度における急患等の被保険者に
係る一部負担金及び保険料（税）の徴収猶予の取扱いについて

国民健康保険及び後期高齢者医療制度において、市町村及び国民健康保険組合並びに後期高齢者医療広域連合（以下「市町村等」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。）第44条及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第69条の規定により、特別の理由がある者で、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金の徴収猶予を行うことが可能であり、その取扱いについては「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」（昭和34年3月30日付け保発第21号厚生労働省保険局長通知。以下「局長通知」という。）及び「一部負担金の減額、免除及び徴収猶予並びに徴収に関する処分の取扱いについて」（平成20年3月24日付け保総発第0324005号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。以下「高齢者医療課長通知」という。）でお示ししてきたところである。

また、国民健康保険及び後期高齢者医療制度において、市町村等は、国保法第77条及び高確法第111条の規定により、条例又は規約の定めるところにより、保険料（税）を納めることができない特別の理由がある者に対し、保険料（税）の徴収猶予を行うことが可能である。

今般、各都道府県または市区町村の生活保護部局において、急患等として医療

機関を受診した国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者に対し、生活保護（医療扶助）の開始を職権で決定した後、当該者に資力があることが判明し、生活保護の廃止を行うとともに、当該者に対して治療等に要した医療費の全額を返還請求する事案が生じていることを踏まえ、こうした事案の発生を未然に防止するため、下記のとおり、市町村等の医療保険部局と生活保護部局とが適切に連携し、急患等として医療機関を受診した被保険者に係る一部負担金及び保険料（税）について、必要に応じて徴収猶予をご活用いただくようお願いする。

記

1 事案及び事案への対応

認知症などで判断能力が不十分かつ身寄りの有無が判明できない方が、急患として医療機関を受診し、即時入院等が必要な場合等において、本人に治療に要する医療費の負担能力があるか否か不明であること、又は負担能力があるにもかかわらず預貯金を引き出せない等の事情により直ちには医療費を支払うことができないこと等により、生活保護部局が職権で生活保護（医療扶助）の開始を決定し、本人に代わり医療機関に医療費を支払う対応を行う場合がある。

こうした事案において、当該者が国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入している場合、職権による生活保護の開始に伴い、本人の意思に関係なく被保険者資格を喪失するが、生活保護の開始を決定した後に、本人に資力があることが判明し、かつ、資力の活用が可能となった場合には、当該資力の範囲において生活保護の受給期間中の生活保護費の返還義務が発生し、治療に要した医療費の全額を本人に請求することとなる。

このように、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者であり、かつ負担能力があると見込まれるにもかかわらず、職権で生活保護が開始されたことにより治療に要した医療費について保険給付を受けられないことで、本人に予期せぬ支払いが請求されることとなる。こうした事案の発生を未然に防止するため、医療機関等から一報を受けた生活保護部局（他の自治体の生活保護部局含む。以下同じ。）から当該被保険者に係る情報提供等が医療保険部局に対して行われた際は、生活保護部局と適切に連携し、本人の資力の有無が判明し、かつ、本人の資力が活用可能となるまでの間、生活保護部局において職権で生活保護（医療扶助）の開始を決定する代わりに、医療保険部局において当該被保険者に係る一部負担金及び保険料（税）の徴収猶予を最長でも1年間ご活用いただくようお願いする。なお、保険料（税）については、条例改正が必要となることから、追って改正内容についてお示しする。

なお、別添1のとおり、医療機関から一報を受けた生活保護部局から医療保険部局に、当該被保険者に係る情報提供が行われることを申し添える。

また、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況等にある者につき、福祉を図るため特に必要があるときには、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条もしくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条の規定に基づき、市町村長による後見の開始の審判等の請求が行われることとなる。このため、認知症などで判断能力が不十分かつ身寄りがいないために預貯金を引き出せず、自己負担分を支払うことができない被保険者においては、障害者・高齢者福祉担当部局において成年後見等の申立てを実施する可能性があることから、別添2のとおり、その適切な実施に向け、情報共有等に配慮すること。

2 当該取扱いにおける一部負担金の徴収猶予の解釈について

当該取扱いにおける一部負担金の徴収猶予の根拠規定については、国民健康保険においては局長通知の第一の一の4、後期高齢者医療制度においては高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第33条第1項又は高齢者医療課長通知の第一の1のオに該当する事例として取り扱われたい。

なお、当該取扱いにおける被保険者は、局長通知の第一の四又は高齢者医療課長通知の第一の2の（1）の「急患、その他やむを得ない特別の理由がある」者に該当すると考えられることから、事前に一部負担金の徴収猶予に係る申請書を提出することを要さないものである。

3 当該取扱いにおける保険料（税）の徴収猶予について

当該取扱いにおいて、一部負担金の徴収を猶予される被保険者については、保険料（税）についても支払能力が十分でないことが想定されるため、その資力の状況が明らかになるまで、必要に応じて保険料（税）についても同様に徴収猶予を活用できないか、柔軟に検討いただくようお願いしたい。

なお、この場合における保険料の徴収猶予の根拠規定については、以下にない取り扱われたい。

（1）国民健康保険

保険料（税）を納付することができない特別の理由があるものとして、「国民健康保険条例参考例の送付について」（令和6年1月30日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）等によりお示しした国民健康保険条例参考例第26条第1項第4号又は第27条第1項第1号並びに「国

民健康保険組合同規約例について」(昭和34年2月20日付厚生労働省保険局長通知)等によりお示しした国民健康保険組合同規約例第24条第1項第4号又は第25条第1項第1号に該当する。なお、条例参考例については今後改正を予定しているため、別途お知らせする。

(2) 後期高齢者医療制度

保険料を納付することができない特別の理由があるものとして、「後期高齢者医療広域連合における後期高齢者医療に関する条例(参考例)の送付について」(令和6年1月17日付厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡)等によりお示しした後期高齢者医療に関する条例(参考例)第22条第1項各号又は第23条第1項各号に該当する。なお、参考例については今後改正を予定しているため、別途お知らせする。

認知症等により判断能力が不十分な状態で急患等として医療機関を受診した方の関係者から保護の実施機関に連絡があった場合の取扱いについて

事務連絡
令和6年7月4日

各 都道府県・市町村 民生主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局保護課

認知症等により判断能力が不十分な状態で急患等として医療機関を受診した方の関係者から保護の実施機関に連絡があった場合の取扱いについて

生活保護行政の推進については、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

医療費の支払い困難等を理由として保護申請があり、生活保護法第63条の適用を前提として保護を開始する場合の取扱いについては、従前より「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問11-4でお示しし、また、令和2年には、「認知症等により判断能力が不十分な方に生活保護法第63条の適用を前提に保護を開始する場合の取扱いについて」（令和2年10月2日付け厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡）をお示ししているところです。

今般、こうした事例に関連し、国民健康保険又は後期高齢者医療制度における一部負担金及び保険料（税）の徴収猶予の取扱いについて、別添1の通り示されました。このことに伴い、認知症等により判断能力が不十分な状態で急患等として医療機関を受診した方について、当該医療機関等から保護の実施機関に、保護の適用について連絡があった場合の取扱いについて、ご留意いただきたい事項を下記のとおりとりまとめました。

これらの内容について、ご了知いただくとともに、管内保護の実施機関に対する周知をお願いいたします。

記

1. 医療機関等から連絡があったときの対応について

「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第3の10「急迫保護等」の(2)においては、保護を受けていない患者が急迫した状況にあるため、保護の申請の手続をとらないで入院し、又は入院外の治療を

受けた場合であって、保護の申請権者又は医療機関から医療扶助の適用について連絡があったときについて、すみやかに保護申請書を提出させる必要があるとしているが、認知症などで判断能力が不十分かつ身寄りのない方が急患として医療機関を受診し、即時入院等が必要な場合等においては、保護の申請権者から保護申請書を提出させることが困難な場合がある。

このような場合であって、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者であり、かつ負担能力があると見込まれるにもかかわらず、職権で生活保護が開始され、その意思と関係なく被保険者でなくなった場合には、事後的に、治療に要した医療費について、保険給付を受けられないことで、被保険者であったならば生じない支払いが請求されることとなる。このため、一定程度負担能力が想定される場合には、本人の資力の有無が判明し、かつ、本人の資力が活用可能となるまでの間、職権により保護を開始するのではなく、医療保険部局において当該被保険者に係る一部負担金及び保険料（税）の徴収猶予を活用することで、当該事案への対応とできるかを検討いただく必要があることから、当該事案について医療機関等から一報があった際には、当該連絡内容を医療保険部局に伝えること。その上で、徴収猶予を活用することで、必要な医療を受けることができる状態となつて、急迫した状況から脱し、保護の必要性が認められなくなる場合については、職権により保護を開始するのではなく、当該徴収猶予の活用につなげること。

また、保護の申請権者から保護申請書が提出された場合であっても、上記事例と同様に、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者であり、負担能力があると見込まれ、かつ、認知症などで判断能力が不十分等のために一時的に資力が活用できない状態である場合には、医療扶助の決定の要否の判断に当たっては、局長通知第3の2(1)イ「他法他施策の活用」にあるとおり、医療保険部局に連絡し、当該被保険者に係る一部負担金及び保険料（税）の徴収猶予の適用を含め、要保護者に対する援助が適正円滑に行われるよう配慮すること。

2. 医療保険部局との連携等による事案への対応について

1に記載の事案について、医療保険部局に連絡した後は、医療保険部局において徴収猶予の適用可否が検討されることとなるが、当該事案の状況について、医療保険部局と生活保護部局において、適切に情報共有を行うこと。例えば、徴収猶予を行うことで保護の必要性は認められなくなると考えられる事案についても、3に記載の成年後見の申立の手続きが必要である場合には、徴収猶予期間は最大でも1年であることから、医療保険部

局と連携し、高齢・障害者福祉担当部局において適切に手続きが進むよう、適宜協力すること。また、徴収猶予を行っていても、その後の状況等を踏まえて保護が必要と認められるに至った場合には、その時点から速やかに保護を行う等、適切に対応すること。

3. 成年後見等に係る市町村長申立ての適切な実施について

精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況等にある者につき、福祉を図るため特に必要があるときには、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条の規定に基づき、市町村長による後見の開始の審判等の請求が行われることとなる。このため、認知症などで判断能力が不十分かつ身寄りがないために預貯金を引き出せず、自己負担分を支払うことができない被保険者においては、障害者・高齢者福祉担当部局において成年後見等の申立てを実施する可能性があることから、その適切な実施に向け、情報共有等に配慮すること。

以上

